

平成23年3月13日(17:15)

【照会先】

社会・援護局総務課災害救助・救援対策室  
 災害救助専門官 金子 雄一郎(内線2899)  
 救助係長 吉田 卓郎(内線2819)  
 (代表電話)03(5253)1111  
 (直通電話)03(3595)2614

## 平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用について (第6報)

### 1 災害の概要

東北地方太平洋沖を震源とする地震により、岩手県、宮城県、福島県及び青森県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助を必要とするため、岩手県、宮城県、福島県及び青森県は災害救助法の適用を決定した。

また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要があるため、東京都は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【岩手県】			
宮古市(みやこし)	3月11日	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県及び青森県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	
大船渡市(おおふなとし)	〃		
久慈市(くじし)	〃		
陸前高田市 (りくぜんたかたし)	〃		
釜石市(かまいしし)	〃		
上閉伊郡大槌町 (かみへいぐんおおつちちょう)	〃		
下閉伊郡山田町 (しもへいぐんやまだまち)	〃		
下閉伊郡岩泉町 (しもへいぐんいわいずみちょう)	〃		
下閉伊郡田野畑村 (しもへいぐんたのはたむら)	〃		



災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【岩手県】</p> <p>和賀郡西和賀町 (わがぐんにしわがまち)</p> <p>胆沢郡金ヶ崎町 (いさわぐんかねがさきちよう)</p> <p>西磐井郡平泉町 (にしわいぐんひらいずみちよう)</p> <p>東磐井郡藤沢町 (ひがしいわいぐんふじさわちよう)</p> <p>気仙郡住田町 (けせんぐんすみたちよう)</p> <p>九戸郡軽米町 (くのへぐんかるまいまち)</p> <p>九戸郡九戸村 (くのへぐんくのへむら)</p> <p>二戸郡一戸町 (にのへぐんいちのへまち)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県及び青森県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	
<p>【宮城県】</p> <p>仙台市 (せんだいし)</p> <p>石巻市 (いしのまきし)</p> <p>塩竈市 (しおがまし)</p> <p>気仙沼市 (けせんぬまし)</p> <p>白石市 (しろいし)</p> <p>名取市 (なとりし)</p> <p>角田市 (かくだし)</p> <p>多賀城市 (たがじょうし)</p> <p>岩沼市 (いわぬまし)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【宮城県】</p> <p>登米市 (とめし)</p> <p>栗原市 (くりはらし)</p> <p>東松島市 (ひがしまつしまし)</p> <p>大崎市 (おおさきし)</p> <p>刈田郡蔵王町 (かたぐんざおうまち)</p> <p>柴田郡大河原町 (しばたぐんおおがわらまち)</p> <p>柴田郡川崎町 (しばたぐんかわさきまち)</p> <p>亘理郡亘理町 (わたりぐんわたりちょう)</p> <p>亘理郡山元町 (わたりぐんやまもとちょう)</p> <p>宮城郡松島町 (みやぎぐんまつしままち)</p> <p>宮城郡七ヶ浜町 (みやぎぐんしちがはままち)</p> <p>宮城郡利府町 (みやぎぐんりふちょう)</p> <p>黒川郡大和町 (くろかわぐんたいわちょう)</p> <p>黒川郡富谷町 (くろかわぐんとみやまち)</p> <p>黒川郡大衡村 (くろかわぐんおほひらむら)</p> <p>遠田郡涌谷町 (とくだぐんわくやちょう)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県及び青森県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【宮城県】</p> <p>牡鹿郡女川町 (おしかぐんおながわちょう)</p> <p>本吉郡南三陸町 (もとよしぐんみなみさんりくちょう)</p> <p>刈田郡七ヶ宿町 (かたぐんしちかしくまち)</p> <p>柴田郡村田町 (しばたぐんむらたまち)</p> <p>柴田郡柴田町 (しばたぐんしばたまち)</p> <p>伊具郡丸森町 (いぐんまるもりまち)</p> <p>黒川郡大郷町 (くろかわぐんおおさとちょう)</p> <p>加美郡色麻町 (かみぐんしかまちょう)</p> <p>加美郡加美町 (かみぐんかみまち)</p> <p>遠田郡美里町 (とくだぐんみさとまち)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県及び青森県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	
<p>【東京都】</p> <p>千代田区(ちよだく)</p> <p>中央区(ちゅうおうく)</p> <p>港区(みなとく)</p> <p>新宿区(しんじゅく)</p> <p>文京区(ぶんきょうく)</p> <p>台東区(たいとうく)</p> <p>墨田区(すみだく)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>		



災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<b>【東京都】</b>			
調布市 (ちょうふし)	3月11日	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県及び青森県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	
町田市 (まちだし)	〃		
小金井市 (こがねいし)	〃		
小平市 (こだいらし)	〃		
日野市 (ひのし)	〃		
東村山市 (ひがしむらやまし)	〃		
国分寺市 (くにぶんじし)	〃		
国立市 (くにたちし)	〃		
福生市 (ふっさし)	〃		
東大和市 (ひがしやまとし)	〃		
清瀬市 (きよせし)	〃		
多摩市 (たまし)	〃		
稲城市 (いなぎし)	〃		
羽村市 (はむらし)	〃		
あきる野市 (あきるのし)	〃		
西東京市 (にしとうきょうし)	〃		
西多摩郡瑞穂町 (にしたまぐんみずほまち)	〃		
武蔵野市 (むさしのし)	〃		
<b>【福島県】</b>			
福島市 (ふくしまし)	〃		

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福島県】</p> <p>会津若松市 (あいづかまつし)</p> <p>郡山市 (こおりやまし)</p> <p>いわき市 (いわきし)</p> <p>白河市 (しらかわし)</p> <p>須賀川市 (すかがわし)</p> <p>喜多方市 (きたかたし)</p> <p>相馬市 (そうまし)</p> <p>二本松市 (にほんまつし)</p> <p>田村市 (たむらし)</p> <p>南相馬市 (みなみそうまし)</p> <p>伊達市 (だてし)</p> <p>本宮市 (もとみやし)</p> <p>伊達郡桑折町 (だてぐんこおりまち)</p> <p>伊達郡国見町 (だてぐんくにみまち)</p> <p>伊達郡川俣町 (だてぐんかわまたまち)</p> <p>安達郡大玉村 (あだちぐんおおたまむら)</p> <p>岩瀬郡鏡石町 (いわせぐんかがみいしまち)</p> <p>岩瀬郡天栄村 (いわせぐんてんえいむら)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県及び青森県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【福島県】</p> <p>耶麻郡磐梯町 (やまぐんばんだいまち)</p> <p>耶麻郡猪苗代町 (やまぐんいなむら)</p> <p>河沼郡会津坂下町 (かわぬまぐんあいつばんげまち)</p> <p>河沼郡湯川村 (かわぬまぐんゆがわむら)</p> <p>大沼郡会津美里町 (おおぬまぐんあいつみさとまち)</p> <p>西白河郡西郷村 (にししらかわぐんにしごむら)</p> <p>西白河郡泉崎村 (にししらかわぐんいづみざきむら)</p> <p>西白河郡中島村 (にししらかわぐんなかじまむら)</p> <p>西白河郡矢吹町 (にししらかわぐんやぶきまち)</p> <p>東白川郡棚倉町 (ひがししらかわぐんたなぐらまち)</p> <p>東白川郡矢祭町 (ひがししらかわぐんやまつりまち)</p> <p>石川郡石川町 (いしかわぐんいしかわまち)</p> <p>石川郡玉川村 (いしかわぐんたまかわむら)</p> <p>石川郡平田村 (いしかわぐんひらたむら)</p> <p>石川郡浅川町 (いしかわぐんあさかわまち)</p>	<p>3月11日</p> <p>〃</p>	<p>3月11日の地震発生後、余震が続いており、岩手県、宮城県、福島県及び青森県において、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じ、避難して継続的に救助が必要となっている。</p> <p>また、東京都においては、大量の帰宅困難者が発生し、避難所において食品等の給与を行う必要が生じている。</p>	



<注>※は今回適用分

2 今までにとられた措置

- ・避難所の設置、炊出しその他による食品の給与 等